

はじめに

高槻市は、人口約35万人を擁する中核市で、都市近郊に農地や森林が位置する水とみどり豊かな自然環境に恵まれたまちです。豊かな自然環境を織りなす農地・森林は、食料や木材等の農林産物の生産機能のみならず、国土の保全、水源の涵養、良好な景観の形成等、様々な機能を有する貴重な財産であり、適切に保全・活用を行い、その機能を最大限発揮することが重要です。

本市ではこれまで、農林業の持続的な発展を図るとともに、農地及び森林を保全することで健康で豊かな市民生活の向上に寄与することを目的に「高槻市農林業の活性化に関する条例」を定め、その実現に向け「高槻市農林業基本計画」を策定し、各種施策を実施してまいりました。

しかし近年、農林業の担い手不足や有害鳥獣被害等の従来からの課題に加え、地震や台風など脅威を増している自然災害への対応や「都市農業振興基本法」「森林経営管理法」「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」等の新たな法律の施行、テレワークなど場所にとらわれない働き方の普及による農山村への関心の高まりなど、農地・森林、農林業を取り巻く環境は、大きく変化してきております。

このような社会状況の変化に対応し、本市の豊かな農林業を次世代に繋ぐため、令和4年度から10年間を計画期間とする新たな農林業基本計画を策定いたしました。

本計画においては、基本目標に掲げる「市民と農林業者がともに目指す豊かな農林業の創造」の実現に向け、市、農林業者をはじめ、市民や多様な関係組織と協働で様々な施策に取り組み、本市農林業のさらなる振興に取り組んでまいりますので、今後とも市民の皆様のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました農林業活性化審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民や市民団体の皆様、関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和4年3月

高槻市長 濱田 剛史

